

## 随意契約の基準

### ○国立研究開発法人情報通信研究機構会計規程

#### 第5章 契約事務

##### (契約の方法)

第49条 契約担当は、契約が次の各号の一に該当するときは、前条の規定にかかわらず随意契約の方法によることができる。

- 1 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- 2 契約の必要により競争に付することができないとき。
- 3 競争に付することが不利と認められるとき。
- 4 契約に係る予定価格が少額であるとき。
- 5 その他業務の運営上必要があると別に定めたとき。

### ○情報通信研究機構契約事務細則

#### 第4章 随意契約

##### (随意契約によることができる場合)

第20条 会計規程第49条の規定により随意契約に付することができるのは、次の各号に掲げる場合とする。ただし、随意契約に付する合理的な理由がないと認められる場合を除くものとする。

- 1 法令等の規定により契約の相手方が明確に一に特定される時。
- 2 契約上特殊の物品又は特別の目的があるため買入先が特定され、又は特殊の技術を必要とする時。
- 3 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される土地、建物の買入れ又は賃貸借を行う時（これらに付随するものを含む）。
- 4 電気、ガス若しくは水又は電気通信に係る役務の供給等を受ける場合で供給者が一に特定される時。
- 5 信書に係るものの郵便料金を後納する時。
- 6 競争に付する時は、機構において特に必要とする物件を得ることができない時。
- 7 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入を行う時。
- 8 安全の確保等緊急の必要により競争に付することができない時。
- 9 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契

約者以外の者に履行させることが不利であるとき。

1 0 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。

1 1 買入れを必要とする物品が多量であって、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあるとき。

1 2 急速に契約をしなければ、契約する機会を失い、又は不利な価格をもって契約しなければならないこととなるおそれがあるとき。

1 3 機構の行為を秘密にする必要があるとき。

1 4 外国で契約するとき。

1 5 訴訟等に関すること。

1 6 研究開発が先端的で他に類のない特殊な品質の物件の買入れ及び工事等又は試験、研究及び調査の委託等を行うときで、あらかじめ公募又は企画競争の手続きを経て供給者が一に特定されたとき。

1 7 予定価格が、250万円を超えない工事又は製造、160万円を超えない財産の買入れ、80万円を超えない物件の借入れ、50万円を超えない財産の売払い、30万円を超えない物件の貸付け及び100万円を超えない役務の供給をさせるとき。

二 (略)

三 (略)

四 契約担当は、競争に付しても入札者がいないとき、再度入札に付しても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約によることができる。(以下略)